六　特別管理特定水産資源ごとの漁獲量
七　採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日
八　採捕に係る船舶等の名称（法第五十七条第一項の許可を受けた者、法第六十九条第一項の免許を受けた者（法第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者を含む。）、当該免許に係る団体漁業権を有する漁業協同組合の組合員又は当該団体漁業権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員が法第六十条第三項に規定する定置漁業又は漁具を定置して営む漁業であって定置漁業以外のものを営む場合にあっては、その許可若しくは免許を受けた者又は当該組合員の氏名若しくは名称又は許可番号若しくは免許番号とする。以下同じ。）
九　その他参考となるべき事項

6　第三項の規定は、法第二十六条第二項の規定による報告について準用する。

7　法第二十六条第二項の規定による記録の作成は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして保存されるものに限る。）をもって作成することにより行うものとする。

8　法第二十六条第二項の採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　採捕した特別管理特定水産資源
二　採捕に係る船舶等の名称
三　採捕に係る個体ごとの重量
四　採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日

9　法第二十六条第二項の規定による記録の保存に係る農林水産省令で定める期間は、三年とする。

10　法第二十六条第三項の規定による報告は、第二項及び第五項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて第三項に定める方法により行うものとする。

（特別管理特定水産資源）

第十六条の二　法第二十六条第二項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源は、くろまぐろ（重量が三十キログラム以上のものに限る。）とする。

（非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）

第十九条　（略）

2　法第三十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　報告者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの
イ　報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
ロ　報告者ごとに設定された当該報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符号
二～四　（略）

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

4　法第二十六条第二項の規定による報告は、第二項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて前項に定める方法により行うものとする。

（新設）

（非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告）

第十九条　（略）

2　法第三十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（新設）
（新設）
二～四　（略）